

産(酪農, 養豚, 養鶏, 肉用牛等) (2,343法人), 野菜 (792法人), 果樹 (695法人) 等が多い。

4 農林漁業団体職員共済組合

農林漁業団体職員共済組合は, 農協, 漁協等の農林漁業団体に勤務する役職員を対象として, 職域における年金給付事業及び福祉事業を行うため, 昭和34年1月に設立された我が国の公的年金制度の一つである。(7年度末対象団体数: 10,157団体, 組合員数: 508,725人, 年金受給権者数: 266,032人)。

昭和61年4月に全国民を対象とした基礎年金制度が創設され, 農林漁業団体職員共済組合は, 厚生年金保険等他の被用者年金制度と同様, 基礎年金の上乗せ年金として給与比例の年金を給付することとなった。

また, 6年度においては, 21世紀の超高齢化社会を活力ある長寿社会にできるよう, 各被用者年金制度と同様に60歳前半年の年金の見直し, 給付と負担の見直し, 在職支給の見直し等を主要内容とする改正を行い, 6年11月16日に「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律」(平成6年法律第101号)を公布, 施行した(一部は7年4月及び10年4月施行)。

このほか, 7年度においては, 6年の全国消費者物価指数が5年に比べて, 0.7%上昇したことに伴い, 7年4月以後の年金額を0.7%引き上げる措置を講じた。

5 農業協同組合に関する調査研究

(1) 一 齊 調 査

農業協同組合, 同連合会及び農事組合法人について, その組織, 財務及び事業の概要を調査し, 統計表として公表した。6事業年度の各統計表の集計組合数は総合農協2,669, 専門農協1,179, 都道府県区域農協連合会243及び農事組合法人1,978であった。

(2) 経 営 分 析 調 査

総合農協のうち224組合を抽出し, 事業の部門別損益, 経営諸指標の算出等組合の経営内容に関する分析調査を行い「農業協同組合経営分析調査報告書(平成6事業年度)」として公表した。

(3) 農 業 協 同 組 合 等 現 在 数 統 計

農業協同組合, 同連合会及び農事組合法人について, その現在数(8年3月31日現在)並びに7年度における設立, 合併及び解散の状況を調査し, 公表した。

第5節 農業災害補償制度

1 概 要

農業災害補償制度は, 家畜保険法(昭和4年法律第19号)と農業保険法(昭和13年法律第68号)を統合整備し, 昭和22年12月15日法律第185号をもって制定された農業災害補償法に基づくもので, 農業者が不慮の事故によって受けることのある損失を補てんし農業経営の安定を図り, 農業生産力の発展に資することを目的としている。

共済事業の種類は, 国の再保険を伴うものとして, 農作物共済, 蚕繭共済, 家畜共済, 果樹共済, 畑作物共済及び園芸施設共済があり, 国の再保険を伴わないものとして任意共済がある。

共済事業の種類及び共済目的(対象となる作物等)は, 表11のとおりである。

事業の実施体制は, 農業共済組合又は共済事業を行う市町村(以下「組合等」という。)が元受けを行い, 組合等の負う共済責任の一部を都道府県の区域ごとに設立されている農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)の保険に付し, さらに, その保険責任の一部を国の再保険に付すという3段階制によって構成されている。なお, 任意共済にあっては国の再保険が行われないが, そのうち建物共済については, 連合会は保険責任の一部を全国共済農業協同組合連合会の再共済に付している。

また, 連合会及び組合等(以下「農業共済団体等」という。)の保険事業及び共済事業の健全な運営を図るため, 農業共済基金(農業共済基金法(昭和27年法律第202号)に基づき設立。国の出資38億円, 連合会の出資18億円)が, 農業共済団体等に対し, 保険金等の支払財源が不足する場合等に融資を行っている。

表11 共済事業の種類及び共済目的

共済事業の種類	共済目的 (対象となる作物等)
農作物共済事業	水稲, 陸稲, 麦
蚕繭共済事業	春蚕繭, 初秋蚕繭, 晩秋蚕繭
家畜共済事業	牛, 肉牛の子牛及び胎児, 馬, 豚
果樹共済事業	うんしゅうみかん, なつみかん, 指定かんきつ, りんご, おどう, なし, もも, おうとう, びわ, かき, くり, うめ, すもも, キウイフルーツ, パインアップル

畑作物共済事業	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、ホップ、茶
園芸施設共済事業	特定園芸施設、附帯施設、施設内農作物
任意共済事業	建物、農機具その他上記以外の農作物等

- (注) 1 農作物共済事業、蚕繭共済事業及び家畜共済事業は、原則としてその実施が義務付けられている。他の事業は、地域の実態に応じて実施できる。
- 2 果樹共済事業には、果実の損害を対象とする取穫共済と樹体の損害を対象とする樹体共済とがある。
- 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、いよかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火及び河内晩柑を総称したものである。
- 4 特定園芸施設とは、施設園芸用施設のうちその内部で農作物を栽培するためのプラスチックハウス及びガラス室並びに施設園芸用施設のうち気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するためのプラスチックハウス及びプラスチックハウスに類する構造の施設（雨よけ施設等）をいう。また、附帯施設及び施設内農作物は、特定園芸施設と併せて加入することができる。
- 5 任意共済事業は、農業共済組合及び農業共済組合連合会が自主的に行う事業であり、国の再保険、共済掛金国庫負担等を行われていない。また、任意共済事業として現実に共済目的になっているものは、建物と農機具のみである。

2 制度の運営

(1) 平成7年度における被害の発生状況及び被害に対して講じた措置

平成7年の春以降の低温・日照不足により、特に東北及び北陸の一部において水稻に被害が発生した。また、各地で果樹に干害、病害等の被害が発生した。北陸及び信越では夏期の局地的な集中豪雨等により水稻、畑作物等に、北海道では取穫期の降雨により麦に大きな被害が発生した。

そのほか、9月～11月の台風等により園芸施設及び果樹に被害が発生した。

これらの被害に対し、被害農作物等の損害評価を迅速かつ的確に行うとともに、被害の激甚な農業共済組合等における共済金の仮渡しを含め、共済金を早期に支払うよう農業共済団体等を指導した。

また、水稻及び麦については、集中豪雨等により品質低下がみられた3道県（水稻2県、麦1道）を対象

として「損害評価に関する特例措置」を実施し、被害米又は被害麦を減収とみなす措置をとった。

(2) 農林漁業保険審査会

農林漁業保険審査会（会長佐野宏哉）は、農業災害補償法第144条の規定に基づき設置されており、農業災害補償法、森林国営保険法（昭和12年法律第25号）、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）により、当該審査会の権限に属させた事項を処理することとされている。

農林漁業保険審査会には、森林保険部会、農業共済再保険部会、漁船再保険部会及び漁業共済保険部会の4部会が置かれているが、7年度における開催状況及び議題は次のとおりである。

ア 7年10月18日 農林漁業保険審査会

「委員の所属部会について」

「部会長の互選について」

イ 7年10月18日 農業共済再保険部会

「蚕繭共済掛金標準率等の算定方式について」

ウ 8年1月12日 農業共済再保険部会

「果樹共済掛金標準率等の算定方式について」

エ 8年1月25日、26日 農業共済再保険部会診療点数小委員会

「家畜共済診療点数表の改定について」

オ 8年1月30日、31日 農業共済再保険部会薬価基準小委員会

「家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載する医薬品の収載基準及び薬価の算定方法について」

カ 8年2月19日 農業共済再保険部会

「家畜共済掛金標準率の算定方式について」

「診療点数小委員会及び薬価基準小委員会における審議の結果報告」

(3) 蚕繭共済、家畜共済及び果樹共済の料率改定

料率改定期に当たる蚕繭共済、家畜共済及び果樹共済の共済掛金標準率等の算定方式について、農林水産大臣が農林漁業保険審査会に諮問したところ、諮問した算定方式を適当と認める旨の答申がなされた。

これを受け、蚕繭共済については7年11月24日付け農林水産省告示第1873号、家畜共済については8年3月18日付け同第364号、果樹共済については8年1月31日付け同第135号をもって共済掛金標準率等が告示され、蚕繭共済については8年産引受けから、家畜共済については8年4月1日以降の引受けに係る共済関係から、果樹共済については8年2月1日以降の引受けに係る共済関係から、それぞれ適用することとされた。

(4) 家畜共済の診療点数表及び同付表薬価基準表の改定

最近における経済事情の変化、新種医薬品の開発及び薬価の変動に即応するため、家畜共済診療点数表の本表及び同表の付表の薬価基準表が8年3月19日付け農林水産省告示第366号をもって改定され、8年4月1日以降の診療から適用することとされた。

ア 診療点数表の改定

診療点数表の本表は、診療の実態等に対応するため、家畜共済の料率改定に合わせて3年ごとに改定を行うこととされており、平成7年度はその改定期であるので、農林漁業保険審査会農業共済再保険部会診療点数小委員会が開催（8年1月25、26日）され、その答申を受け、医療用直接費点数（A種点数）の変更、診療技術料点数（B-A種点数）の不均衡の是正、種別の追加・変更等を内容とする告示の一部改正が行われた。

イ 薬価基準表の改定

薬価基準表については毎年全面改定を行うこととされており、前回の改定後の新種医薬品の開発及び薬価の変動等に対処するため、農林漁業保険審査会農業共済再保険部会薬価基準小委員会が開催（8年1月30、31日）され、その答申を受け、7年12月31日までに製造（輸入販売）許可のあった医薬品を対象に、全面改定が行われた。

(5) 農作物共済の水稲病虫害防止費補助金

水稲病虫害防止費補助金は、水稲病虫害事故除外方式の指定を受けた地域の全部又は一部をその区域に含む組合等に対し、昭和39年度から交付されている。水稲病虫害事故除外方式の地域指定に当たっては、病虫害防止のため必要な設備が整備され、病虫害の防止が適正に行われる見込みがある地域をその区域に含む組合等の申請に基づき、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定することとされており、指定を受けた地域では共済事故のうち病虫害（いねしらはがれ病菌、いねおうかいしゅく病菌、いねもみがれさいきん病菌、いねようしょうかつべん病菌による病害を除く。）を共済事故としないこととされている。

水稲病虫害防止費補助金の7年度における実績は、18県93組合等、5億2,284万円（1組合当たり562万円）となっている。

(6) 家畜共済の特定損害防止事業

家畜の共済事故による損害を防止し、共済、保険及び再保険事業の収支の安定を図るため、連合会の行う特定損害防止事業に交付金を交付しており、その対象疾病は、乳用牛については繁殖障害、ケトン症、金属異物性疾患、肝蛭症、乳房炎及びピロプラズマ病、肉

用牛については繁殖障害、金属異物性疾患、肝蛭症、尿石症及びピロプラズマ病、馬については骨軟症である。平成7年度においては、全都道府県で乳用牛127万頭、肉用牛69万3千頭、馬7千頭を対象に事業が実施され、8億1,768万円が交付された。

3 農業共済団体等の組織の現状及び運営指導

(1) 農業共済団体等の組織の現状

農業共済団体等の組織の現状は、7年4月1日現在で組合等数783、うち組合455、共済事業を行う市町村328となっている。農業共済事業の効率的運営を図るとともに、事業運営基盤の充実強化を目的として、45年度から組合等の広域合併を推進する事業が実施されており、その結果、事業区域の広域化が進展し、市町村の区域より広い組合等数は504（うち郡の区域を越える組合等数は94）となっている。

(2) 運営指導

7年4月12日に都道府県主管課長及び共済担当者を集め、7年度における農業共済事業の運営方針について説明するとともに、農業共済団体等に対する指導を指示した。また、4月13日には連合会参事を集め、農業共済事業の適正・円滑な実施について指示した。

そのほか、事業別や地区別に都道府県及び連合会の担当者を集めた会議、組合等に対する検査の的確な実施を図るために検査を担当する都道府県職員を対象とした検査担当職員中央研修等、種々の会議・講習会を実施した。

4 事業の実績

(1) 農業共済再保険特別会計

この会計は、農業共済再保険特別会計法（昭和19年法律第11号）に基づき、国の行う農業共済再保険事業を経理するためのものであり、再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定、園芸施設勘定及び業務勘定の6つの勘定に区分されている。7年度における各勘定の収支の概要は、次のとおりである。（計数は単位未満切捨てによる。）

ア 再保険金支払基金勘定

当勘定の収入は、前年度繰越資金受入55億7,423万円、預託金利息収入1億9,373万円の合計57億6,797万円であったが、他の勘定において再保険金支払財源に不足を生じなかったため繰り入れを要しなかったことで支出は皆無であり、全額翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

イ 農業勘定

当勘定の収支は表12のとおりであり、収入1,779億594万円、支出1,777億6,674万円、差引1億3,920万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額1億3,920万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると差額はなかったため、このまま決算を結了した。

ウ 家畜勘定

当勘定の収支は表13のとおりであり、収入560億7,349万円、支出339億1,297万円、差引221億6,051万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額163億1,612万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると58億4,439万円の剰余となる。この剰余金は、積立金として積み立てることとして決算を結了した。

エ 果樹勘定

当勘定の収支は表14のとおりであり、収入84億379万円、支出23億9,334万円、差引60億1,045万円の剰余となるが、未経過再保険料に相当する額30億7,706万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると29億3,339万円の剰余となる。この剰余金は、再保険金支払基金勘定からの繰入金の償還に充てることとして決算を結了した。

オ 園芸施設勘定

当勘定の収支は表15のとおりであり、収入50億562万円、支出31億1,230万円、差引18億9,332万円の剰余となるが、未経過再保険料等に相当する額8億920万円は翌年度に繰り越すこととなるので、これを控除すると10億8,411万円の剰余となる。この剰余金は積立金として積み立てることとして決算を結了した。

カ 業務勘定

当勘定の収入は一般会計より受入13億443万円、雑収入等53万円の合計13億497万円、支出は農業共済再保険業務費13億497万円であり、差引32円の剰余となる。この剰余金は翌年度の歳入に繰り入れることとして決算を結了した。

表12 7年度農業勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	7,201,602
一般会計より受入	46,069,740
食糧管理特別会計より受入	912,493
前年度繰越資金受入	140,373
借入金	123,570,320
雑収入	11,417
計	177,905,948
支 出 (B)	
再保険金	18,422,334

水稲病虫害防止費補助金	522,842
農業共済組合連合会等交付金	9,300,222
国債整理基金特別会計へ繰入	149,521,346
計	177,766,746
差引過不足金 (C=A-B)	139,201
次年度繰越未経過再保険料 (D)	139,201

表13 7年度家畜勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	601,204
一般会計より受入	39,689,359
前年度繰越資金受入	15,480,025
雑収入	302,903
計	56,073,492
支 出 (B)	
再保険金	26,609,029
家畜共済損害防止事業交付金	817,679
農業共済組合連合会等交付金	6,486,265
計	33,912,973
差引過不足金 (C=A-B)	22,160,519
次年度繰越未経過再保険料等 (D)	16,316,128
積立金 (C-D)	5,844,390

表14 7年度果樹勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
再保険料	270
一般会計より受入	5,700,565
前年度繰越資金受入	2,661,147
雑収入	41,807
計	8,403,791
支 出 (B)	
再保険金	1,579,482
農業共済組合連合会等交付金	813,858
計	2,393,340
差引過不足金 (C=A-B)	6,010,450
次年度繰越未経過再保険料 (D)	3,077,060
再保険金支払基金勘定へ繰入 (C-D)	2,933,390

表15 7年度園芸施設勘定の収支

(単位：千円)

収 入 (A)	
一般会計より受入	4,168,753
前年度繰越資金受入	519,709
雑収入	317,163
計	5,005,625
支 出 (B)	
再保険金	345,462
農業共済組合連合会交付金	2,766,840
計	3,112,303
差引過不足金 (C=A-B)	1,893,322
次年度繰越未経過再保険料等 (D)	809,206
積立金 (C-D)	1,084,115

表16 農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の実績（7年産（度））

事業の種類	引受戸数等	引受面積等	共済金額	共 済 掛 金			再 保 金		
				共 済 金		再 保 金			
				総額	農家負担			国庫負担	
百万円	百万円	百万円	国庫負担割合 %	百万円	百万円				
農作物共済	2,850千戸	2,078千ha	1,925,831	70,319	34,781	35,538	50.5	33,763	18,244
水陸稲	2,724	1,907	1,852,642	60,433	30,217	30,216	50.0	14,918	4,751
麦	118	169	72,539	9,751	4,496	5,255	53.9	18,743	13,473
蚕繭共済	29千戸	138千箱	5,818	187	94	94	50.0	87	13
春蚕繭	12	53	2,381	66	33	33	50.0	10	1
初秋蚕繭	9	42	1,716	49	24	24	50.0	53	8
晩秋蚕繭	9	43	1,721	73	36	36	50.0	25	4
家畜共済	188千戸	5,673千頭	803,156	65,314	33,506	31,808	48.7	63,242	25,900
乳用牛等	38	1,683	325,940	40,236	20,236	20,000	49.7	40,272	16,071
肉用牛	141	2,467	397,771	20,619	10,633	9,986	48.4	18,523	7,627
馬	5	47	52,409	1,698	976	722	42.5	1,680	734
種豚	3	169	8,857	1,453	877	577	39.7	1,315	665
肉豚	1	1,307	18,178	1,308	785	523	40.0	1,453	802
果樹共済	119,234戸	56,070ha	151,886	8,198	4,099	4,099	50.0	4,242	1,401
収穫共済	113,579	54,330	142,300	8,089	4,045	4,045	50.0	4,193	1,400
うんしゅうみかん	24,218	12,863	25,274	1,845	922	922	50.0	1,266	703
なつみかん	1,625	843	2,031	150	75	75	50.0	—	—
指定かんきつ	11,688	5,648	11,659	807	404	404	50.0	—	—
りんご	24,757	15,943	43,901	1,721	860	860	50.0	813	187
ぶどう	9,590	2,448	9,541	506	253	253	50.0	267	33
なも	13,981	5,837	26,665	1,259	630	630	50.0	564	134
も	5,273	1,314	6,062	363	182	182	50.0	495	253
おうとう	2,572	462	1,621	128	64	64	50.0	126	24
びわ	440	89	208	35	18	18	50.0	6	0
かき	7,984	3,318	6,568	511	256	256	50.0	364	48
くわい	3,769	3,090	784	102	51	51	50.0	39	5
うすめも	3,435	1,600	6,098	491	246	246	50.0	188	2
すも	1,833	294	1,019	102	51	51	50.0	64	13
キウイフルーツ	2,232	449	775	65	32	32	50.0	—	—
パイナップル	182	133	95	4	2	2	50.0	—	—
樹体共済	5,655	1,740	9,586	109	54	54	50.0	49	1
うんしゅうみかん	698	245	498	7	3	3	50.0	0	0
指定かんきつ	67	35	107	2	1	1	50.0	0	0
りんご	590	215	1,200	14	7	7	50.0	12	0
ぶどう	732	175	840	11	5	5	50.0	4	1
なも	1,836	701	4,014	26	13	13	50.0	9	0
も	149	31	83	2	1	1	50.0	1	0
おうとう	1,076	186	2,624	44	22	22	50.0	24	0
おかき	491	142	216	2	1	1	50.0	0	0
くわい	16	9	5	0	0	0	50.0	0	0
畑作物共済	85,718戸	167,548ha	127,063	9,086	4,089	4,997	55.0	2,856	25
ばれいし	11,419	45,522	40,149	2,532	1,139	1,393	55.0	1,232	22
大豆	32,300	17,253	7,500	917	413	504	55.0	386	
小豆	11,337	21,496	11,816	2,259	1,017	1,243	55.0	318	
いんげん	4,985	13,556	5,717	840	378	462	55.0	99	
てん菜	10,354	56,450	48,566	1,876	844	1,032	55.0	756	
ホッパ	891	512	1,709	101	45	56	55.0	43	
さとうきび	12,972	11,964	10,547	502	226	276	55.0	—	—
茶	1,460	795	1,059	59	26	32	55.0	23	3
園芸施設共済	688千棟	23,679ha	425,690	7,389	3,699	3,689	49.9	4,312	427

(注) 1 果樹共済の収穫共済のなつみかん及び指定かんきつは8年産であり、樹体共済は6年度引受けに係る数値である。

2 引受戸数については、引受対象または引受期間ごとの数値を合算した延べ数である。

3 表中「—」は事実のないもの、「0」は表示単位に満たないものである。

表17 任意共済の実績 (7年度見込)

事業の種類	引受数	任意共済の実績 (7年度見込)		事務費賦課金 百万円	支払共済金 百万円
		共済金額 百万円	共済掛金 百万円		
任意共済		56,445,114	47,139	23,578	26,661
建物共済	6,614,698(棟)	55,383,430	33,883	22,210	24,641
農家建物損害共済	6,613,672	55,365,076	33,874	22,207	24,639
団体建物火災共済	1,026	18,354	8	4	2
農機具共済	792,472(台)	1,061,713	13,256	1,367	2,020
農機具損害共済	672,660	984,093	2,227	1,048	1,862
農機具更新共済	119,812	77,620	11,029(減価部分含む)	320	157(減価部分含まず)

(2) 農業共済事業の実績

7年産(度)における農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の実績は、表16のとおりである(任意共済の実績については、表17のとおり)。

共済掛金は合計で1,605億円であり、このうち国庫負担は802億円、農家負担は803億円となっている。

災害のため、農家に支払った共済金は合計で1,085億円であった。

(3) 農業共済基金の事業実績

7年度における農業共済基金の事業実績は次のとおりである。

ア 自己資金

当期自己資金は、資本金56億円、積立金等26億1,899万円の計82億1,899万円であった。

イ 貸付

貸付金総額は、前年度より繰り越された30億6,989万円と、当期中に貸し付けた30億154万円の計60億7,143万円であり、貸し付けた農業共済団体等数は実数21、

貸付件数は98件であった。

ウ 回収

回収金総額は31億3,984万円であった。この結果、当期末における貸付金残高は29億3,159万円となった。

エ 当期損益

当期における収入総額3億4,330万円に対し、支出総額は3億4,330万円で差引0円であった。

第6節 農林水産物の輸出入

1 農林水産物貿易の概況

1995年の我が国の総輸出額は前年比12.0%増の4,429億ドルであった。このうち農林水産物の輸出額は前年比3.6%増の30億ドルで、総輸出額に占める比率は0.7%であった。

1995年の我が国の総輸入額は前年比22.3%増の3,361億ドルであった。このうち、農林水産物の輸入額は前年比9.6%増の761億ドルとなり総輸入額に占める

表18 農林水産物の輸出入実績

(単位：100万ドル，%)

区分	1994年	1995年	農林水産物に占める構成比	前年比
輸出総額(A)	395,600	442,937	—	112.0
農林水産物(B)	2,894	2,999	100.0	103.6
農産物	1,599	1,722	57.4	107.7
林産物	91	100	3.3	109.6
水産物	1,204	1,177	39.3	97.7
(B)/(A)	0.7	0.7	—	—
輸入総額(C)	274,742	336,094	—	122.3
農林水産物(D)	69,417	76,069	100.0	109.6
農産物	38,245	41,816	55.0	109.3
林産物	14,416	15,807	20.8	109.6
水産物	16,756	18,447	24.2	110.1
(D)/(C)	25.3	22.6	—	—
輸出入バランス(A)-(C)	120,858	106,843	—	—
うち農林水産物(B)-(D)	△66,523	△73,070	—	—

表19 農林水産物の主要国（地域）別輸出入実績

(1) 輸 出			(単位：1,000ドル, %)				
順位 (1995年)	国 (地域)	名 域 名)	1994年		1995年		前年比
			輸出額	シェア	輸出額	シェア	
1	香	港 (英)	618,704	21.4	591,481	19.7	95.6
2	(台	湾)	376,450	13.0	457,918	15.3	121.6
3	米	国	458,468	15.8	457,870	15.3	99.9
4	大	韓 民 国	273,308	9.4	340,891	11.4	124.7
5	タ	イ	137,616	4.8	138,575	4.6	100.7

(2) 輸 入			(単位：1,000ドル, %)				
順位 (1995年)	国 (地域)	名 域 名)	1994年		1995年		前年比
			輸入額	シェア	輸入額	シェア	
1	米	国	20,220,447	29.1	22,689,383	29.8	112.2
2	中	国	6,130,173	8.8	6,224,159	8.2	101.5
3	カ	ナ	4,841,286	7.0	5,354,856	7.0	110.6
4	豪	州	4,549,414	6.6	4,562,467	6.0	100.3
5	タ	イ	3,708,914	5.3	4,005,142	5.3	108.0
6	イ	ン ド ネ シ ア	3,647,074	5.3	3,775,085	5.0	103.5
7	(台	湾)	3,419,391	4.9	3,695,723	4.9	108.1
8	マ	レ ー シ ア	2,458,431	3.5	2,616,457	3.4	106.4
9	ロ	シ ア	1,684,738	2.4	2,144,599	2.8	127.3
10	大	韓 民 国	1,828,272	2.6	1,987,115	2.6	108.7

表20 主要農林水産物の1995年品目別輸出入実績

(1) 輸 出			単 位	構 成 比 (%)	前年比 (%)
順位	品 目				
1	真 珠	kg	27,618		
		千ドル	405,875	13.5	101.7
2	た ば こ	千ドル	369,779	12.3	135.9
3	かつお・まぐろ類	トン	81,279		
		千ドル	122,043	4.1	102.8
4	アルコーラ飲料	千ドル	110,472	3.7	140.5
5	貝 柱	トン	1,450		
		千ドル	103,341	3.4	105.5

(2) 輸 入			単 位	構 成 比	前年比
順位	品 目				
1	製 材 加 工 材	千㎡	11,765		
		千ドル	5,090,793	6.7	112.7
2	丸 太	千㎡	21,944		
		千ドル	4,775,437	6.3	96.0
3	え び	トン	311,684		
		千ドル	3,941,054	5.2	107.4
4	豚 肉	トン	580,719		
		千ドル	3,738,897	4.9	127.8
5	牛 肉	トン	650,670		
		千ドル	3,268,242	4.3	114.2
6	た ば こ	千ドル	2,764,155	3.6	106.6
7	と う も ろ こ し	トン	16,584,451		
		千ドル	2,386,739	3.1	106.1
8	パ ル プ チ ッ プ	トン	13,678,908		
		千ドル	2,337,130	3.1	130.6
9	合 板	千㎡	594,531		
		千ドル	2,005,505	2.6	108.9
10	ア ル コ ー ル 飲 料	千ℓ	543,763		
		千ドル	1,964,404	2.6	100.4

比率は22.6%であった。

農林水産物の輸出入額を部門別にみると、輸出額では前年比で農産物7.7%増、林産物9.6%増、水産物2.3%減となった。構成比では農産物57.4%、林産物3.3%、水産物39.3%となっている。輸入額では前年比で農産物9.3%増、林産物9.6%増、水産物10.1%増となった。その構成比は農産物55.0%、林産物20.8%、水産物24.2%となっている。また、輸出入総額の収支は1,068億ドルの出超となったが、農林水産物の収支では731億ドルの入超となっている。

2 農林水産物の主要輸出入先国

我が国の農林水産物の輸出入先国をみると輸出では香港が最大で、5億9,148万ドル(シェア19.7%)となっており、2位以下では台湾4億5,792万ドル(同15.3%)、米国4億5,787万ドル(同15.3%)の順となっている。また、輸入では米国が最大で226億8,938万ドル(シェア29.8%)となっており、2位以下では、中国62億2,416万ドル(同8.2%)、カナダ53億5,486万ドル(同7.0%)、豪州45億6,247万ドル(同6.0%)の順となっている。

3 主要農林水産物の品目別輸出入概況

我が国の主要な農林水産物の輸出品目をみると、真珠(構成比13.5%)、たばこ(同12.3%)、かつお・まぐろ類(同4.1%)、アルコール飲料(同3.7%)、貝柱(同3.4%)の順である。

輸入品目は製材加工材(構成比6.7%)、丸太(同6.3%)、えび(同5.2%)、豚肉(同4.9%)、牛肉(同4.3%)の順となっているが、前年と比べて、製材加工材、豚肉、牛肉、パルプチップ等が大きな伸びを示している。

4 農林水産物の輸出条件の整備

(1) 事業の趣旨

近年の輸入自由化を含む経済、社会の国際化の進展に対応して真に農林水産業の国際化を図るためには、輸出の振興も重要な課題となっている。

しかし、農林水産物の輸出に当たっては、各国消費者の嗜好の把握、有効な販売手法の確立、輸出国の検査条件等への適合など多くの課題が山積しており、個々の地方自治体や農林水産業団体等の努力だけでは対応しきれない状況にある。

このため、農林水産省においては各種の輸出促進対策を講じ、輸出関係者を積極的に支援していくとともに、これを通じて農山漁村の活性化を図ることとして

いる。

(2) 事業内容

平成7年度において、各局庁で具体的に実施された輸出促進対策は以下のとおりである。

ア 輸出活動高度化促進事業(経済局)

海外の国際食品見本市への参加、小売店でのテスト販売において、実演、試食等による商品の紹介、マスメディアを利用したPR等の効果的な販売促進活動を実施し、我が国農林水産物の輸出販路の拡大・定着の推進を図った。

イ 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業(経済局)

輸出を行うに当たって必要となる基礎的な諸外国の輸入制度、市場動向等の輸出関連情報を収集し、輸出関係者に情報を提供するための体制の整備を進めた。

ウ 農林水産物輸出促進特別対策(経済局)

輸出活動高度化促進事業等で実施する海外での販売促進活動に関し、購買者等の反応を調査し、問題点、改善点の分析等を行うとともに、海外輸出関連情報の統一的収集及び地方レベルの輸出関係者の組織化等を推進した。

エ 海外展開推進事業(食品流通局)

海外の百貨店、スーパーマーケット等に地域食品のアンテナショップを設置し、展示・販売、市場調査を実施し、現地のニーズの把握及び販路開拓を行った。

また、アンテナショップに併せて現地にフードコンサルタントを設置し、消費者・実需者の要望等への的確な対応、現地の外食産業等との連携による継続的な展開を行った。

オ 果実輸出振興対策推進費(農産園芸局)

我が国果樹農業の活性化を図るためには、果実の輸出振興が極めて重要であることから、海外市場への安定的供給及び品質面での優位性を前面に出した効率的消費宣伝の実施等のため、果実輸出振興協議会を設置して輸出用の果実の生産、出荷及び販路拡大方策等についての協議等を実施した。

カ 輸出果実検査条件クリアー実証事業(農産園芸局)

(ア) うんしゅうみかん検査条件クリアー技術実証

ミカンバエ調査用トラップの効果の実証調査を行うとともに、九州におけるかんきつかいよう病無病園地新設技術及びカイガラムシ等殺虫技術を確立した。

(イ) りんご等重要病害虫クリアー実証調査事業

りんご、なし、ぶどう等果実病害の無発生地域を実証展示するとともに、果実病害虫の発生生態調査を行った。

キ 検査対象重要病害虫特別対策(農産園芸局)

果実の輸出検査上の重要病害虫について、完全な検査措置の基本となる殺虫技術を確立し、輸出検査条件の整備を図った。

ク 新市場開拓推進事業（水産庁）

水産缶詰等の加工品について海外での市場開拓を推進するため試食会の開催等の普及・啓発活動を実施した。

5 関税（平成8年度当省関係品目の改正概要）

(1) 8年度の関税率等の改正の概要

8年度の関税改正は、次のような経緯で行われた。まず、7年9月25日、大蔵大臣から、「最近における経済情勢の変化に対応し、関税率等をいかに改めるべきか」について関税率審議会に諮問され、これを受けて、7年11月28日の調査部会及び7年12月15日の同部会の審議を経た後、7年12月15日の関税率審議会総会で答申された。その後、この答申に基づき、「関税率法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、8年4月1日から施行された。

8年度の関税率等の改正による、繭、生糸の1次税率等の撤廃等個別品目の関税改正（農林水産省関係品目）は4品目となった。

また、8年度の関税率等の改正の中には、7年11月

19日に大阪で行われたAPEC非公式首脳会議において我が国が当初の措置として対外的に発表した繊維、化学品、鉄鋼、非鉄金属等を含む697品目の関税の前倒しが含まれている。

(2) 農林水産関係品目の関税改正の概要

ア 個別品目の関税率の引下げ等（表22参照）

(ア) 繭、生糸及び絹糸の関税率の撤廃

近年の絹製品の輸入急増により、絹織物業等が困難な状況にあるため、絹織物の原料である生糸のうち農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの等の関税及び絹糸の関税を撤廃することとした。また、これに伴い、生糸を生産する製糸業への影響を鑑み、繭の関税割当1次税率も撤廃することとした。

(イ) すり身製剤の関税率の撤廃

すけそうだら等を原料とするすり身製造業は、地域経済（釧路、網走、稚内等）の重要な産業であるが、近年すり身の輸入増加によりすり身の国内生産は減少している。このため、国内すり身製造業界は、高品質で、安価なすり身を製造することが課題となっている。かかる状況を踏まえ、国内生産のないすり身製剤（冷凍すり身中の蛋白質の変性防止剤として近年開発された、ソルビトールを主成分とする調製品）の関税率を撤廃することとした。

表21 輸出振興予算の推移

事業名 (事業主体)	予 算 額		事業の概要
	6年度	7年度	
1. 輸出活動高度化促進事業費	54,980	50,861	国際食品見本市等での販売促進活動の実施による輸出版路の拡大・定着
2. 輸出関連情報収集・提供基盤整備事業費	10,042	9,737	輸出関連情報を収集し、提供するための体制の整備
3. 農林水産物輸出促進特別対策	56,357	56,146	
(1) 農林水産物輸出関連情報海外調査事業費	18,033	18,033	海外の輸出関連情報を統一的に収集
(2) 農林水産物輸出振興体制整備等推進費	2,106	1,895	地方レベルにおける輸出関係者の組織化の推進
(3) 輸出促進手法改善検討・普及事業費	36,218	36,218	海外で行う販売促進活動の問題点・改善点を分析し、有効な販売促進活動のあり方を提案
4. 海外展開推進事業費	0	192,092	海外の現地百貨店等で短期アンテナショップを開催するほか、現地にフードコンサルタントを設置し海外市場開拓を推進
5. 果実需要安定対策指導推進事業費のうち果実輸出振興対策推進費	3,938	3,544	既輸出先市場への安定供給 新市場の開拓及び国産果実の優位性を強調した消費宣伝の実施等
6. 検査対象重要病害虫特別対策費	8,526	8,535	諸外国が特に重要とする病害虫の処理技術の確立による輸出検査条件の整備
7. 輸出果実検査条件クリアー実証事業費	32,396	28,088	諸外国が特に重要とする病害虫の無発生地域の実証等による輸出検査条件の整備
8. 新市場開拓推進事業費	0	4,369	水産缶詰等の加工品について海外での市場開拓を推進するため試食展示会開催等の普及啓発活動を実施

(ウ) インスタントコーヒーの関税率の改正

インスタントコーヒーには、粒子の均一化等の調製を行ったもので行っていないものがあり、我が国において小売用に供されるインスタントコーヒーは、調製を行ったものが一般的である。

HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約）に基づく品目表の改正に伴い、8年1月から調製を行ったインスタントコーヒーについてのみ、「その他のもの」（基本税率16%）から持出して従来のインスタントコーヒーの関税率（基本税率：12.3%）が適用されることとなった。

しかしながら、最近の調査によれば、調製を行っていないインスタントコーヒーの輸入も相当程度あることが判明したため、これらの製品も「インスタントコーヒー」の中に分類し、調製を行ったものと同率の関税率を適用することとした。

イ 製造用原料品の減税又は免税

本制度は、特定の輸入原料品（製造用原料品）を使用して特定の製品を製造する場合のコスト低減を図り、国民生活の安定及び国内産業の発展を図るために、当該製造用原料品について、その関税を免除するものである。

対象となっている製造用原料品は砂糖であり、特定の製品とは、農薬用プラスチック・エス、イタコン酸、ポリオキシアルキレンサッカロース、デキストラン、しょ糖脂肪酸エステル、ベータラクタム系抗生物質の中間物であるが、本制度を取り巻く諸事情に特段の変化がないため、引き続き適用期限を8年4月からさらに3年間延長することとした。ただし、ベータラクタム系抗生物質の中間物は、砂糖を原料とする国内生産がなくなったことから特定物品から削除することとした。

(3) その他の主な品目の関税改正の概要

ア APECにおける当初の措置（ウルグアイ・ラウンド合意の関税引き下げの前倒し）

7年11月19日に行われたAPEC非公式首脳会議において、APECの各メンバーの首脳は、貿易・投資の自由化・円滑化を進める決意を内外に示し、今後の自由化・円滑化プロセスの信頼性を高めるべく、各メンバーが現時点で成し得る具体的な自由化・円滑化装置を「当初の処置」として持ち寄るとともに対外的に発表した。

各メンバーからは、関税引き下げ等のウルグアイ・ラウンド合意実施の前倒し、市場アクセス改善に資する規制緩和等について最近実施された措置もしくは今後実施予定の措置が提示された。

「当初の措置」の関税部分の概要は、繊維、化学品、

鉄鋼、非鉄金属等を含む697品目につき、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税引き下げの実施を関税率ベースで約2年前倒しし、本来であれば10年1月から適用することになっていた関税率を8年4月から適用することとした。

これらの品目は、主にAPEC地域から輸入されており、年間輸入額100億米ドルに近い輸入品に関税引き下げの効果が及ぶことになる。

イ 暫定税率の適用期限の延長

8年3月31日に暫定税率の適用期限が到来する関税暫定措置法別表第1に掲げる品目は、税率の改正を行う品目を除き総計168品目であるが、これらについては、96年度においても引き続き現行税率を継続することとした。

ウ 関税割当制度の見直し

(ア) 90度以上の酒類原料アルコール製造用アルコールの関税割当制度の対象品目への追加（表22参照）

アルコール専売法上の取扱いの明確化により、90度以上の酒類原料アルコール製造用アルコールの通関が認められることになったことに伴い、関税割当制度の対象品目として、90度以上の酒類原料アルコール製造用アルコールを追加した。

(イ) 革・革靴の関税割当基準数量の改正（表23参照）

革・革靴の関税割当制度は、我が国の革の輸入数量制限がガット違反であるとのパネル報告がガット理事会において採択されたことを踏まえ、昭和61年度に導入されたもので、関税割当数量は、法律で定める数量を基準として政令で定めることとされている。

今回の改正において、8年度の関税割当数量の基準となる法定数量を7年度に対し、前年度と同じ伸び率（対前年度比15～20%）で拡大することとした。

(4) 政令、省令の改正の概要

ア 関税率法施行令の改正

(ア) 飼料製造用原料品の免税の対象品目の拡大

従来、配合飼料の製造に使用するために輸入するとうもろこし等については、低廉かつ安定的な飼料供給を図る観点から免税制度を導入していた。一方、単体飼料（加熱圧べんとうもろこし）については、元年度改正で関税割当制度を導入し、割当てを受けた畜産の農家等に対して自家配合飼料としてとうもろこしを無税で供給することとした。

今年度の改正においては、当該関税割当制度の実施状況等を踏まえ、飼料製造用原料品の免税対象品目として加熱圧べんとうもろこし等加熱処理を行った単体飼料の製造に使用するためのでん粉質原料を追加することとした。

イ 関税暫定措置法施行令の改正

(ア) 飼料用に供するとうもろこしの指定

7年度改正において関税割当制度の対象とした単体飼料用の丸粒とうもろこしについては、横流れ防止の観点から、港のサイロから直接畜産農家へ搬入されることを要件としていた。今回の改正は、この要件を緩和し、畜産農家の利用の便に資するとの観点から、畜産農家が共同で利用する飼料製造施設(共同利用施設)への直接搬入を認めることとした。

この共同利用施設については、

- a 農事組合法人により設置されたものであること
 - b 当該施設を設置した農事組合法人が、その組合員の委託を受けて当該組合員が使用するための飼料のみを製造するものであること
- 等の要件を満たすものでなければならないこととされた。

(イ) 特惠関税制度に係る改正(特惠受益国の追加指定)

我が国の特惠関税は、

- a 経済が開発の途上にあること
- b 国際連合貿易開発会議(UNCTAD)の加盟国であること
- c 我が国の特惠関税の供与を希望していること
- d 特惠関税を供与することが適当であること

という要件を満たし、政令で指定した国に対して供与することとされている。最近では、5年度の関税改正においてチェッコ等4か国を特惠受益国として追加指定したほか、昨年度改正においては、旧ソ連諸国の一部であるアルメニア等13か国を追加指定したところである。

今般、旧ソ連諸国のうち未受益国である5か国のうち、ウズベキスタン、タジキスタン及びキルギスの3か国から特惠供与の希望が示されたことから、この3か国が前述の他の要件に合致するか検討した結果、特段の問題もなかったことから当該3か国を特惠受益国に追加することとした。

ウ 関税割当制度に関する政令の改正(表14参照)

95年度においては、ウルグアイ・ラウンド合意において国際的に約束した関税化品目に係るアクセス数量の確保を基本的に関税割当制度により行うこととしたことから、同制度の対象品目が拡大され21品目となった。

今回の改正においては、対象品目に変更はなく、関税率審議会の答申に沿った関税割当数量を定めることとした。

(注)関税割当制度：関税割当制度とは、一定の輸入数

量の枠内に限り、無税又は低税率(1次税率)を適用して需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この枠を越える輸入分については、高関税率を適用することによって国内生産者の保護を図る制度である。この場合、1次税率の適用を受ける数量は、原則として、国内需要見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して、関税率審議会に諮問の上、政令で定めることとされている。

エ 関税定率法施行規則の改正

配合飼料の製造に使用する原料については、低廉かつ安定的な飼料供給を行い我が国の畜産業の振興を図るとの観点から、関税については免税の対象としているところであるが、当該免税原料を使用して製造された配合飼料の横流れを防止するために、配合飼料の種類に応じて一定の割合で副原料の混入を義務付けるいわゆる点数制度を実施してきたところである。

当該点数制度については、点数の計算が煩雑である等の理由から、その改善についての要望が出されていたことから、規制緩和の一環として、点数制度を廃止することとし、8年度の省令改正において実施することとした。

主な改正点の具体的な内容は、

(ア) 一般の配合飼料については、ふすま等特定の副原料の配合を8点以上とした上で、副原料の配合値を12点以上とすることとされていたものを、今後は、免税輸入品以外の原料品を重量ベースで12%以上含めばよいこととした。

(イ) 代用乳等ほ育法の飼料については、魚粉等の配合を義務付けるとともに、免税砂糖を利用する場合には色素を配合することとされていたが、今後は、魚粉以外の肉骨粉等の配合を認めるほか、免税砂糖に係る色素配合の要件を廃止することとした。

(ウ) 加熱圧べんとうもろこし等を主原料とする自家配合用飼料については、糟糠類等を5点以上配合することとされていたが、この配合要件を廃止することとした。

オ 関税暫定措置法施行規則の改正

単体飼料用の丸粒とうもろこしについて、共同利用施設への直接搬入を認めることとし、政令により共同利用施設についての一定の要件が定められたが、本省令においては、具体的な基準として当該共同利用施設について、管理者が定められ、かつ、営利の目的に供されないものであることが規定された。

また、共同利用施設に係る税関長の確認を受ける際には、その確認を受けようとする施設を設置する農事組合法人の定款の写し、その他参考となるべき事項を

表22 個別品目の関税率の改正

税 番	品 目	改正前	改正後
2101.11-2 ex	コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物で砂糖を加えたもの以外のもののうち インスタントコーヒー	(基本) 16% (特惠) 無 税	12.3% (特惠非適用)
2106.90-2-(2)-E- (b)-ハ-(ロ)-II ex	その他の調製食料品 (他の項に該当するものを除く。)のうち すり身製剤	(基本) 25% (協定) 23.3%	無税
2207.10-1 ex	エチルアルコール (変性させていないものでアルコール分が90%以上のものに限る。)のうちアルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの (連続式蒸溜機により蒸溜して使用するものに限る。)	(基本) 32% (協定) 31.2%	TQ一次 無税 (暫定) TQ二次 30.4% (協定)
5001.00 ex	繭 (繰糸に適するものに限る。)	TQ一次140円/kg (暫定) 70円/kg (特惠)	TQ一次 無税 (暫定) 無税 (特惠)
5002.00-2 ex	生糸 (よってないもので野蚕のもの以外のもの)のうち 蚕糸砂糖類価格安定事業団が農林水産大臣の承認を受けて平成13年3月31日までに輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が農林水産大臣の認定を受けて平成13年3月31日までに輸入するもの	(暫定) 7.5%	(暫定) 無税
5004.00	絹糸 (絹紡糸, 絹紡細糸及び小売用にしたものを除く。)	6%	無税

(注) 改正前税率は、平成8年1月1日以降の税率。また、税率で特記がないものはすべて基本税率。

表23 革・革靴の関税割当基準数量の改正

税 番	品 名 (一次：暫定税率) (二次：協定税率)	平成7年度 法定基準数量	平成8年度 法定基準数量案
4104.10-3(1) 4104.31-2(1) 4104.39-2(1)	牛馬革 (染着色等したもの) 1次：18.3%, 19% 2次：52.5%	1,222,000m ² (120%)	1,466,000m ² (120%)
4104.10-1(2), 4104.10-3(2) 4104.21 , 4104.22-2 4104.29-2 , 4104.31-2(2) 4104.39-2(2) 4105.20-2(1) 4106.20-2(1)	牛馬革 (その他のもの) 1次：14.3% 2次：52.5% 羊革・やぎ革 (染着色等したもの) 1次：19% 2次：52.5%	185,000m ² (116%) 931,000m ² (115%)	214,000m ² (116%) 1,070,000m ² (115%)
6403.20 , 6403.30-1,2(2) 6403.40 , 6403.51-1,2(2) 6403.59-1(2), 2(2) 6403.91-1(2), 2(2) 6403.99-1(2), 2(2) 6404.19-1(1) 6404.20-1(1), 2(1)A,2(2)A 6405.10-1(1) 6405.90-1(1)A, (2)A(a)	革靴 1次：20.5%, 25.7%, 28.5% 2次：52.5%又は4,675円/足の 高い方 52.5%又は4,200円/足の高い方 (中底の長さが19cm以下のもの)	10,015,000足 (120%)	12,019,000足 (120%)

(注) 法定基準数量欄の () 内は、対前年度比を示す。

表24 8年度関税割当数量一覧表（農林水産省所管品目）

1. 従来からある品目

品 目	1次税率	2次税率	割 当 数 量		
			7年度	8年度	
ナチュラルチーズ	無税	33.3%	54.2 (26.2) <千トン>	52.4 (25.5) <千トン>	
とうもろこし	無税	50%又は 12円/kgの高い方	コーンスターチ用(水あめ、 ぶどう糖、異性化糖等)	3,816.4 (2,009.3) <千トン>	3,876.5 (2,040.2) <千トン>
			単体飼料用 (加熱圧ぺん)	449.7 (224.2) <千トン>	212.8 (105.4) <千トン>
			単体飼料用 (丸粒)	629.1 (314.6) <千トン>	324.0 (166.3) <千トン>
			特定物品用(蒸留酒、コーン フレーク等)	99.3 (43.9) <千トン>	102.4 (51.1) <千トン>
	その他用(ビール、菓子、み そ等)	10%	320.7 (174.4) <千トン>	291.7 (149.8) <千トン>	
麦芽	無税	23.77円/kg	778.2 (436.1) <千トン>	806.6 (439.0) <千トン>	
アルコール製造用糖みつ	無税	17.10円/kg	36.2 (20.3) <千トン>	36.0 (19.3) <千トン>	
無糖ココア調製品(チョコレ ート製造用)	無税	23.8%	18.2 <千トン>	18.7 <千トン>	
トマトピューレ・トマトペース ト(トマトケチャップ・トマトソ ース製造用)	無税	18.7% あるいは 20%	40.0 <千トン>	40.0 <千トン>	
パイナップル缶詰	無税	37円/kg	86.4 <千トン>	74.8 <千トン>	

2. 関税化に伴い新設された品目

品 目	1次税率	2次税率	割 当 数 量		
			7年度	8年度	
脱脂 粉乳	無税	102.67円/kg~ 109円/kg	学校等給食用	7,264.0 <トン>	7,264.0 <トン>
			学校等給食用以外	74,973.0 <トン>	74,973.0 <トン>
無糖れん乳	25% 30%	23.8%+284円/kgあるいは 28.5%+569円/kg	1.5 <1,000トン>	1.5 <1,000トン>	
ホ エ イ 等	無税	33.3%+109円/kgあるいは 33.3%+151.67円/kg	ホエイ及び調製ホエイ(配 合飼料用)	45.0 <1,000トン>	45.0 <1,000トン>
			ホエイ及び調製ホエイ等 (乳幼児用調製粉乳製造用)	25.0 <1,000トン>	25.0 <1,000トン>
	25% 35%	33.3%+109円/kgあるいは 33.3%+151.67円/kg	14.0 <1,000トン>	14.0 <1,000トン>	
バター及びバターオイル	35%	33.3%+199円/kgあるいは 33.3%+234円/kg	581.0 <トン>	581.0 <トン>	
調 製 食 用 脂	25%	33.3%+1,295円/kg	ニュー・ジラランドを原産 地とするもの	11,550.0 <トン>	11,550.0 <トン>
			その他のもの	7,427.0 <トン>	7,427.0 <トン>